

# 危険行為の解除申請のお願い

前橋市民文化会館大胡分館内において、スモークマシン（水溶性を除く）、裸火使用、危険物品使用等、法令で禁止されている行為を行う場合、当会館の承諾後、前橋市消防局東消防署への解除承認申請が必要です。下記の手順で申請手続きをお願いします。解除承認が済んでない危険行為や危険物品の持ち込みは、理由に関わらず法令違反ですので、一切の行為持ち込みはできません。

【注意】 消防署の承認が下りるまで数日かかる場合がありますので早めの申請をお願いします。

## 【申請の流れ】

1.喫煙等禁止行為解除承認申請を消防署に提出する前に、ホール担当者と打ち合わせを行ってください。



2.前橋市消防局東消防署に主催者等が、「喫煙等禁止行為解除承認申請書」2部を持参し、解除承認を申請してください。

※申請の折、当日の内容や危険物の種類、量、効果、安全対策等の確認をされます。



3. 消防署から承認後に申請者へ連絡が来ますので受取りに行ってください。その時に「解除承認通知書」と「副本」が返却されますので、公演日当日に「解除承認通知書」と返却された「副本」を会館に提出してください。

※なお、遠方の方などには、住所・氏名・送付先を記載した封筒に切手を貼って持参していただければ、消防署より「解除承認通知書」と「申請書の副本」を申請者に送付してくれます。

※「喫煙等禁止行為解除承認申請書」は大胡分館WEBサイト、前橋市消防局のWEBサイトからダウンロード可能です。

※付属資料とは

- ① 危険行為に使用する物、機材の仕様書、使用する液の種類、物の写真等
- ② 危険行為を行う場所・消火器などの設置場所、人員配置場所の詳細図面
- ③ 公演当日のタイムスケジュール、危険行為が行われる時間を明記した進行表等

【問合せ先】 前橋市民文化会館大胡分館 027-283-1100